

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和48年5月8日、資格喪失日は50年7月6日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年5月から49年6月までの標準報酬月額を4万5,000円、同年7月から50年6月までの標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月8日から50年8月2日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同期間はB町に設置されたA社の事務所に現地採用の事務員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者であった元同僚の供述により、申立人は申立期間ごろに、同社に勤務していたことが確認できる。

また、B町の保管している申立人に係る国民年金台帳によれば、昭和48年5月8日付けで「資格喪失A社」、50年8月2日付けで「再取得」と記載されている上、49年5月に48年5月から49年2月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できる。これについて同町では、「当時の担当者に聞き取りをしたところ、健康保険証等で厚生年金保険被保険者となったことを確認して国民年金の資格喪失手続を行っていたとのことであったので、この経緯の詳細は確認できないものの、申立人は申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者であったと考えられる。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時の還付記録は消失して

おり詳細は不明であるが、申立人に対し国民年金保険料の還付が行われていることから、申立期間当時、社会保険事務所とB町は、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認していたものと考えられる。

しかしながら、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できないことから、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の不適切な管理により、申立人の申立期間における被保険者記録が失われたものとするのが相当である。

なお、申立人の資格喪失日については、雇用保険における離職日（昭和50年7月5日）及び申立人による「次に国民年金に加入した日（昭和50年8月2日）より1、2か月前に退職したかもしれない。」との供述から、昭和50年7月6日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日を昭和48年5月8日、資格喪失日を50年7月6日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同年同月に資格取得した同年代の女性従業員の標準報酬月額に基づき、昭和48年5月から49年6月までを4万5,000円、49年7月の随時改定により大部分の被保険者の標準報酬月額が増額となっていることを考慮し、49年7月から50年6月までを5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで
昭和 58 年 12 月 1 日から 60 年 9 月 30 日まで、A 市役所で臨時職員として勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険被保険者期間が 59 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 1 日までとなっているので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が発行した「辞令書」及び「退職所得の源泉徴収票」により、申立人が申立期間において A 市役所で臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、同じく A 市が発行した「給与所得の源泉徴収票」（昭和 59 年）によると、社会保険料等が控除された期間は申立期間後の昭和 59 年 9 月 1 日から同年 12 月 31 日までと確認でき、申立期間のうち大半の期間（昭和 59 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）の厚生年金保険料については、事業主（A 市）により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、A 市では、「当時の関連資料は何も無い。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた同僚も、「申立人が勤務していたことは覚えているが、具体的な勤務期間や厚生年金保険の加入状況については覚えていない。」としていることから、A 市役所における申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間と同様に A 市役所で臨時職員として勤務し、厚生年金保険の被保険者となっている昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 10 月 1 日までの期間について雇用保険加入記録は確認できるものの、申立期間については確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）
に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずなのに、厚生年
金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっていることに納得できない
ので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたとしているが、
雇用保険の記録及び B 社が保管する退職所得申告書から、申立人の退職日
は同年 3 月 30 日であると認められる。

また、申立人と同月に退職した同僚が 19 人いるが、いずれも厚生年金
保険の被保険者資格喪失日は平成 2 年 3 月 31 日となっており、同僚の 1
人は当時の辞令書を保管しているが、当該辞令の退職日は 2 年 3 月 30 日
となっている。

さらに、B 社が保管する申立人の賃金台帳から、申立人は、申立期間に
係る厚生年金保険料を控除されていないことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 10 日から 39 年 1 月 16 日まで
② 昭和 39 年 2 月 14 日から 41 年 11 月 1 日まで

申立期間前の昭和 36 年 6 月 1 日から同年 10 月 8 日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求し受け取った覚えがあるが、申立期間については、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間並びに申立期間①及び②は、オンライン記録上、これらを合算して脱退手当金が支給されていることとなっているところ、申立人は、受給を認めている期間の脱退手当金を昭和 36 年 11 月ごろに受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、受給を認めている期間は 4 か月と脱退手当金の支給要件である 24 か月に満たないなど、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が受給を認めている期間並びに申立期間①及び②においては同一の記号番号で管理されているが、昭和 42 年 10 月 24 日に申立期間②と同一の事業所で再度、厚生年金保険被保険者となった際には、別の記号番号が払い出されていることから、脱退手当金を受給したために別の記号番号が付番されたものと考えられる。

さらに、申立人が受給を認めている期間並びに申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、退職の約 4 か月後の昭和 42 年 3 月 14 日に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立期間に係る脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。